

IEEJ NEWSLETTER

No.18

2005.3.9 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

目次

- 1 . 国連気候変動枠組条約 CDM 理事会に出席して
- 2 . 世界の LNG 需給における商流の変化
- 3 . 丹波レポート：注目される国際情勢の動向
- 4 . 中国ウォッチング：再生可能エネルギー法の可決
- 5 . 審議会ハイライト

1 . 国連気候変動枠組条約 CDM理事会に出席して

タクシーは、ボンの中心を離れ、うっすらと雪の残る景色を見ながら、ライン川に面した公園に到着すると、国連と表示された門の向こうに石作りのお城が目に入る。2月22日の非公式会合を含め4日間缶詰状態の会議が始まった。2001年11月の第1回CDM理事会から理事を務められた岡松壮三郎氏が3年間の任期を終えられ、2005年の最初の理事会から、私が付属書 **の国々の理事代理を務める** ことになった。

初日は、顔合わせと今年一年の見通しなどを話しあった。第18回CDM理事会は、欠席の理事1人を除いて19人のメンバーが出席した。**多くのメンバーは、気候変動関係の交渉に長く参加しており、10年前のCOP1、COP3の京都会議、COP7のマラケシュ合意(運用ルールの合意)などを経験しており、条約の玉虫色の解釈、法律**

的論点、技術的懸念などに精通している。議長は、任期は 1 年間で付属書 の国から選出される年で、カナダ外務省のセラ女史が選出され、副議長は、非付属書 の国から選出されるので、中国科学技術省のルー氏が選任された。

理事会メンバー 20 人の会議に、事務局員が数名同席する。理事は、UNFCCC 及び京都議定書を批准した国から推薦され、気候変動枠組条約締約国会議 (COP) で選任されている。理事構成は、5 人が地域代表として アフリカ、 アジア、 東欧、 ラテンアメリカ (カリブ海)、 西欧その他から一人ずつ、残りの半数は、 島嶼国から 1 人、 先進国からなる付属書 の国から 2 人、 非付属書 の国から 2 人である。各理事に対して理事代理があり、私は、カナダのセラ女史の理事代理である。ちなみに、理事と理事代理の差は、理事会でコンセンサスがどうしても取れないときの投票権は理事のみが持つ事である。

CDM は、クリーン開発メカニズムの略称で、京都議定書 12 条に規定されている。先進国と発展途上国が共同で温暖化ガスを削減する事業を実施し、その削減分を投資国 (先進国) が自国の削減目標達成に利用できる制度である。昨年 12 月に開催されたブエノスアイレスの COP10 会合では、CDM 事業の進み具合が遅いことに対して、不満が表明されたと聞いている。私の関心事項は、理事会がどの様に進められるのか、その運営方法であった。

(複雑な CDM プロセス)

CDM の計画が実際に削減量を得るまでには、次のような複雑な段階を踏む。事業計画者は、計画に対して 投資国及びホスト国の承認 を受ける。 予想削減量に関する CDM 理事会が承認した手法を基に作成した計画を、CDM 理事会が指定した第三者機関が審査する。 CDM 理事会が計画を登録する。その後、 計画に沿って事業の実施とモニタリングを経て、 第三者機関が事業実態を検証し、 CDM 理事会が削減量 (CER : 認証排出削減量) を発行し、投資国、ホスト国に配分される。

CDM 理事会は、世界中から第三者機関として申請された 30 余機関に対して、現在までに 5 機関を指定した。また、90 余りのプロジェクト手法申請に対して、約 20 の手法を承認している。今回の理事会で登録されたのは、経済産業省が窓口として日本

が申請した 2 つの計画のみである。一つ目は、**韓国のウルサン市における代替フロン類の破壊事業**、二つ目は、**インドのグジャラット州における代替フロン類の熱破壊事業**である。昨年 11 月末の CDM 理事会で、すでに廃棄物埋設場からのメタン破壊事業、および小水力事業が登録されているので、**現在まで合計 4 件の計画が登録されたことになる。**

(審議が遅い B,C,D の背景)

Bottom-up - ボトムアップの審議方式。 締約国会議では、大まかな哲学としての CDM の進め方は指示されているが、**具体策は CDM 理事会に一任されている。**そのため、提案されてくる個別案件の削減量の決定方法を、下部機関のパネル、ワーキンググループで少人数の専門家が審議し、**個別の良好な事例を積み上げ、それらを前例として後続の計画を審議するボトムアップ方式を採用している。**

Consensus - コンセンサスによる決定方式。多くの国際会議が採用するのがコンセンサス方式であり、全員の合意をとるために最大限の努力を議長はする。このため、今回の理事会も早朝から深夜まで開催し、それでも**コンセンサスがとれずに、投票にも移れない案件は、次の理事会に先送りになった。**

Diversified - 多様なメンバー。理事会の構成は、まず削減義務を負う付属書 先進国とそうでない発展途上国に分かれ、その中で投資国とホスト国、技術を出す側と受け取る側に分かれている。先進国の中でも、京都議定書交渉等でグループを異にしていた EU 諸国と、日本も参加しているアンブレラグループがある。発展途上国は G7 プラス中国であり、島嶼国もある。**多様な国々から異なる背景を持った 20 人のメンバーが審議するのが CDM 理事会である。**

昨年の COP では、**CDM の進み方を改善する必要が指摘された。**理事会として、**必要な予算の確保を含めて、改善方法を真剣に検討しているのが現状である。**理事の負荷はかなり大きく、中心メンバーはこの業務に専任状態であろう。予備検討について助言を頂いた方々に感謝したい。今後は、CDM 計画の登録、実施、削減量の発行が順次進み、後続の計画が順調に進むことを願っている。

(常務理事・APEREC 所長 藤富 正晴)

2 . 世界の LNG 需給における商流の変化

現在、世界の LNG の生産能力は約 1 億 4,600 万トンあるが、そのうちアブダビ、カタール、オマーンの中東が約 3,200 万トンである。一方、SPA (売買契約書) 等の契約関係に入った年産 1 億トン程度の新規の液化能力 (今後 5 年程度の間には確実に供給量) を見ると、その約半分が中東での立地が予定されている。その結果、世界の LNG 生産能力に占める中東の比率が、現在の 20% 強から 35% 程度に高まり、LNG 供給源の中東への集中化が進むことになる。

とくに、1990 年代後半に LNG 輸出国となったカタールは、現在の日本、韓国、インド向けの約 2,000 万トンの供給能力に加えて、2010 年頃までに約 4,800 万トンを新たに追加する予定である。この計画中的新規プロジェクトは、ほとんどが欧米向けとされているので、カタールの今後の LNG 供給は、大西洋市場向けが過半になり、世界の LNG の商流に大きな変化をもたらす。

メキシコの Costa Azul プロジェクトが、2008 年に北米西海岸で初の LNG 受入基地として操業を始めると、太平洋を横断する新たな供給の流れが生まれる。供給源としては、インドネシアの Tangguh (2008 年から 20 年間、370 万トン/年) および Sakhalin 2 (2008 年から 20 年間で 3,700 万トン、平均 185 万トン/年) の両プロジェクトが予定されている。ただし、数量的に見ると、現在のアジア・太平洋市場で取引されている 8,200 万トンに対して、北米向けは 550 万トン程度であるので、既存市場に対する需給面などの影響は当面は限定的であろう。

現在の LNG 価格体系は地域によって異なっているが、商流の変化に伴って、地域間の価格レベルは接近してくると考えられる。それは、アジア地域の中東 LNG に対する依存度が高まる一方で、大西洋市場にも大量の中東産 LNG が流れ込むことにより、中東の供給者はどちらに売るべきかを比較、検討するようになり、両地域の価格に均衡化の力が働くと考えられるからである。

(天然ガス・新燃料グループ マネージャー 鈴木 健雄)

3 . 丹波レポート : 注目される国際情勢の動向

(サウジアラビア)

2月10日、1932年の建国以来、**事実上初めての選挙となる地方行政区評議会選挙の投票が実施**された。この評議会は全国で178設置されているもので、立法権も予算決定権もない諮問機関に過ぎず、有権者も21才以上の男性だけで、女性は資格がない。リアド州での選挙では、約60万人の有権者に対して**登録を行った者は約25%程度にとどまっており、国民の選挙への無関心さが伺える。**

ブッシュ米大統領は、2月2日の一般教書演説の中で「サウジは国民の役割を拡大することで中東での指導力を発揮できる」と述べ、抑制されたトーンでサウジの民主化を促したが、**今般の選挙はこのような内外からの民主化要請へのサウジの一つの回答であったといえる。**しかし、地方の諮問的役割しか果たさない評議会の半数のみを選挙するというのは余りにも小さな一歩でしかない。それでも内外プレスが大きく報じるというのはサウジの民主化の遅く、**小さな歩みを逆に象徴したものである。**

(米国)

ブッシュ米大統領の一般教書演説は、外交分野で中東が極めて大きな位置を占めていることを強く印象付けるものであった。第2期政権として歴史に名をとどめるといふ観点から、**中東和平問題とイラクの自由化、民主化が2つの柱**になっているが、加えて**イランの核問題の解決**には高いプライオリティを与えている。

今般2月後半に行われたブッシュ大統領の訪欧は、**イラクを巡る米欧対立を修復する**という目的は**一応表面的には果たした**と言えよう。イラク問題ではNATO各国からイラクの治安部隊訓練の直接・間接の支援を取り付け、また中東和平の推進でも一致したからである。しかし、潜在的にはいくつかの問題を残した。

一つは、イランの核開発阻止では一致したが、米側はEU側が現在行っている外交による解決の方向に一応の支持を明らかにしているものの、これが上手く行かなかった場合どうするかという点では、米欧間に温度差が感じられた。潜在的に、この**イラン問題は今後米欧間で最も難しい問題になる可能性**がある。しかし、**武力行使については、国際法上の根拠や北朝鮮との差異の説明、核施設が分散していること等を考えると、その可能性は小さい**だろう、また、対中国武器禁輸の解除問題については、米欧間の考え方の違いは乗り越えられなかった。

(ロシア)

2月後半に訪欧したブッシュ大統領は、スロバキアの首都ブラチスラバでプーチン大統領と会談した。会談は約2時間半に亘って行われ、最初の1時間強は首脳と通訳だけで行われ、**ロシアの民主化後退問題等がとり上げられた模様**である。最近のプーチン大統領の内外政治では、欧米側がロシアにおける表現の自由の後退、民主主義の後退、ユコス事件にみられる法の支配からの逸脱、ウクライナの大統領選挙への介入、イランのブシェール原発協力等を問題にしている。**米国議会の中には、ロシアをG8から外すべきだとの議論も**起きており、ブッシュ大統領も繰り返し懸念を表明しており、首脳会談の行方が注目されていた。

会談では、米ロ2国間の核兵器や世界各国の核燃料の管理強化、北朝鮮やイランの核兵器保有を認めないこと等の合意もなされたが、会談後の記者会見でロシアにおける民主主義等の問題については、プーチン大統領は「**ロシアにはロシアの歴史等を背景にした民主主義がある**」、「**民主主義が国の崩壊や貧困を招くものであってはならない**」等の趣旨を述べ、これらの問題については平行線であったことを伺わせた。ブッシュ大統領としては、テロとの戦い、イラク、イラン、北朝鮮問題等を考えると米ロ関係の悪化を望まず、また両首脳間の個人的な関係は依然として良好であるとみられるので、**米ロ関係が著しく悪化することはないが、今後の米ロ関係は冷やかなものになると**予想される。

(北朝鮮)

日朝関係については、拉致問題を巡ってニッチもサッチも行かないところに来ており、各種世論調査では、国民の7,8割が対北朝鮮制裁措置の発動を支持する状況になっている。問題は、**制裁発動を行った場合**、日朝間の拉致問題に関する対話が完全にストップし、**6ヶ国協議**に関しても北朝鮮は日本の参加を拒否、または**6ヶ国協議そのものを拒否する**という態度に出てくる可能性があり、日本としてそこまで覚悟して制裁発動をするのか、という点にある。いずれにしても北朝鮮は、世界の中で最も不愉快な国であることは間違いない。唯一ありがたいのは、**近年の北朝鮮の言動のお陰で、日本国民を安全保障問題等での世界の厳しさを教え、現実的な教育効果があった**ということであろう。

(顧問・前ロシア大使 丹波 實)

4 . 中国ウォッチング - 再生可能エネルギー法の可決

2月28日、全人代常務委員会第14回会議は「再生可能エネルギー法」を可決し、**来年1月から発効**することになった。この法律で定義される「再生可能エネルギー」は、風力、太陽エネルギー、水力、バイオマス、地熱などで、**水力発電に同法を適用する場合は国務院の承認が必要**とされている。

この法律は**受入側の送電網公司に対し基準に適合するグリーン電力の全量買取り**と、各発電所から送電網までの引き込み施設の建設を義務付けている。国は、**ソース別の再生可能エネルギーの系統向け固定売電価格を期間毎に定め**、増分コストの一般電気料金への転嫁を認めるとしている。

バイオマスエネルギーに関しては、発電電力を系統連系に向ける以外に、熱やバイオガス、バイオ液体燃料として、**既存パイプライン等のネットワークへの接続を促進**し、利用のための市場環境の整備を図る。電力と同様に技術基準を設け、その基準に適合するものは都市ガス、熱供給等の公共企業ネットワークへの接続をする。また、**バイオ液体燃料の販売についても**、国の基準に適合する場合は、**石油販売企業が引き受けることを義務付けている**。

中国の**再生可能エネルギー**の中では**風力がもっとも有望**といわれる。2004年末に**風力発電の容量は68万kWに達し**、**発電コストも0.5元/kWh台に低下して**、通常電源と競争できる水準に近づきつつある。再生可能エネルギー法の制定により、民間資金を含む風力事業への投資が一段と加速し、**発電コストも更に下がり**、**近い将来に完全に通常電源と競争できるようになると**予想される。

日本の**系統連系**、**太陽光発電**、**建築保温材**などの技術は世界の**トップレベル**にあり、再生可能エネルギーの開発利用が急速に進む**中国でビジネスチャンスが高まると**期待される。今後、実施細則の制定を経て各地域の再生可能エネルギー利用計画がどのように進展するか注目される。

(プロジェクト・ユニット調査第2グループマネージャー 張 継偉)

5 . 審議会ハイライト

産業構造審議会 環境部会 第 26 回地球環境小委員会 (3 月 1 日開催)

昨年 8 月の「今後の地球温暖化対策について 中間とりまとめ」について、京都議定書の目標達成計画の策定に向けた修正案が審議された。**環境と経済の両立を大原則として原単位改善を主要な対策・施策**としている点で大きな変更はなく、基本的に了承された。

(内藤理事長発言要旨)

後世の日本人に過重な負担を残さないように、**国益に沿った検討**が必要である。今回数値が大幅に見直されたことを見ても、**性善説による対策のみでは目標達成は困難**。そのような場合も考え、**対策を今から詰めておく**必要がある。対策の基本は、企業 CSR の活用や取り組み結果に対する公的な表彰など、**モチベーションを刺激**すること。また、技術開発の視点も明確にすべきである。**ポスト京都のルール作りに向けた日本からの国際的な発信**が必要であり、米国・中国・インド等の議定書不参加国が魅力的と感じるような哲学を策定し、7 月の G8 サミットにおいて提案すべきである。**温暖化対策は、各省庁が一体となって進めてほしい**。

中央環境審議会 第 27 回地球環境部会 (2 月 23 日開催)

環境省主管の同審議会では、上記の産構審地球環境小委とは異なり、**あらゆる政策手法を活用**するとし、**環境税や国内排出量取引、経団連自主行動計画の業種別目標の達成計画への記載、また排出量の算定・報告・公表制度等**を提案している。

また今回は、対策強化後の排出量見通しが公表されたが、現大綱に比べて**エネルギー起源 CO₂ の排出目標を緩和**し、**その他ガスの目標を強化**している。エネルギー起源 CO₂ は、**民生部門の目標が大幅に緩和**される一方、**産業部門の目標が若干強化**されている。これは同日開かれた総合エネ調需給部会と算定条件の調整が行われており、数字はほぼ一致したものとなっている。

電子メール配信サービスのお知らせ

弊研究所の会員企業・団体の方は Newsletter の電子メール配信 (PDF ファイル) サービスがご利用頂けます。標題に「メール配信希望」、本文に貴社・団体名、役職、お名前、連絡先電話番号をご記入の上、newsletter@tky.ieej.or.jp 宛に電子メールをお送り下さい。

Newsletter に関するご意見・お問合せは newsletter@tky.ieej.or.jp までどうぞ。